c）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「２．延べ面積」以上ある建物
d）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物
２．延べ面積　15,000㎡以上
３．階　　数　地上11階以上
４．工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）空気調和設備
ｂ）排水設備
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記(ｱ)の施工実績を有し、他の構成員は下記(ｲ)の施工実績を有すること。
(ｲ)
１．建物用途　(ｱ)１．に同じ
２．延べ面積　5,000㎡以上
３．工事種目　空気調和設備
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
(6)　第１号２(1)⑥に同じ。
(7)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす暖冷房衛生設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。
１．建物用途　(5)(ｱ)１．に同じ
２．延べ面積　(5)(ｱ)２．に同じ
３．階　　数　(5)(ｱ)３．に同じ
４．工事種目　空気調和設備
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の工事経験を有していること。
③　第１号２(2)③に同じ。
(8)、(9)　第１号２(1)⑦、⑧に同じ。
(10)　第１号２(3)に同じ。
(11)　第１号２(1)⑨に同じ。
3　総合評価に関する事項
(1)、(3)、(5)　第１号３(1)、(3)、(5)に同じ。
(2)　総合評価の方法
①、③、④　第１号３(2)①、③、④に同じ。
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｳ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
(ｱ)　技術提案の項目として「各執務室エリアの中央空調方式系統の空調システムをより効率よく運転するために配慮した施工に関する提案」
(ｲ)　工事全般の施工計画
(ｳ)　施工体制（施工体制評価点）
⑤　②(ｱ)の「各執務室エリアの中央空調方式系統の空調システムをより効率よく運転するために配慮した施工に関する提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②(ｲ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
(4)　(2)②(ｱ)「各執務室エリアの中央空調方式系統の空調システムをより効率よく運転するために配慮した施工に関する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。
4　入札手続等
(1)～(4)　第１号４(1)～(4)に同じ。
(5)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。
①～③　第１号４(5)①～③に同じ。
開札は、平成25年２月６日15時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
5　その他
(1)～(15)、(17)、(18)　第１号５(1)～(15)、(17)、(18)に同じ。
(16)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
6　Summary
(1), (2), (4)～(6)　The same with notice above (NO. 1)
(3)　Subject matter of the contract : Machine Equipment Construction work of the Maebashi National government building (tentative name)

○第３号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　前橋地方合同庁舎（仮称）(12)電気設備工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　群馬県前橋市大手町２－３－２他
(4)　工事内容
敷地面積　5,473㎡
［庁舎］
構　　造　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地上11階　地下１階　塔屋１階建て
建築面積　約1,900㎡
延べ面積　約16,500㎡
用　　途　庁舎
［自転車置場］
構　　造　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋建て
建築面積　約100㎡
延べ面積　約100㎡
用　　途　自転車置場
工事種目　電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備、中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路
(5)　工期　契約締結の翌日から平成27年５月29日まで。
(6)　使用する主要な資機材　屋内形配電盤　約17台　太陽光発電装置　約１台　直流電源装置　約１台　屋内キュービクル形発電装置　約１台　構内交換装置　約１台　火災報知受信機　約１台　中央監視制御装置　約１台
(7)　本工事は、入札時にＶＥ提案として「保守の効率化及び設備機器更新時等の施工が容易になる提案」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
(8)～(15)　第１号１(8)～(15)に同じ。